

人権理事会に提出する作業部会のドラフトが配布された。これには、議長が最初に用意した宣言案とそれに対する国家のコメント、NGOのコメントが付属としてついていた。議長の手続き的なものの提案として、明日の朝 11 時から会合をもって、ドラフトに対する意見の聴取。人権理事会にたいするレコメンデーションとロードマップを示す予定。今回、新たな宣言案を提示しないのは、いままでの議論を重視して、コンセンサスを危険にさらすおそれがあるので、宣言案は人権理事会に提案しないということにした。

【国家】

ブラジル：いままで我々は活発に議論に参加してこなかったのは中央政府からの指示を待っていたため。中央政府からの指示があったのでいま読み上げていいか？

(議長：いま聞くのが一番いいが、手続き的な提案についての意見を聞いてから伺います)

アメリカ：議長が提案した手続き的のことに合意します。1つだけ明らかにしてほしいのは、議長は今回あらたな宣言は人権理事会に提示しないとあったが、付属として議長案として出した提案が出ていますが、新草案を提案したことにならないのか。

(議長：これはそういう位置づけではない。審議のたたき台としてのみ提示する)

チュニジア：国連の慣行によると付属資料は英語以外がないのだが、私たちの言語に訳されていないと中央政府の指示が迅速に得られないので訳してもらえますか？

(議長：付属資料は訳さない。訳すとしても単語数に制限があるので、事務局と相談して善処する)

エジプト：翻訳のことについて懸念しているのでよろしく。本国からの指示を受けなければいけないが、明日それを報告していいのか、それも間に合わない場合は議長にメールをしていいか。

(議長：明日間に合えば明日よろしく。)

アルジェリア：翻訳のリクエストを支持します。というのは本国から支持を受けなければならないという以外で、付属資料が人権理事会に十分反映されることを望むから。本国からの指示待ちだが、すでに支持をうけているのは第1条。それについては文書を送る。

コロンビア：コメントをしたいが明日していいか。

(議長：OK。いま渡したレポートを今晚中に読んで、本国からの指示も受けてほしい)

EU：各国の発言の合体されたものだが、これにはかなり議論の最初の段階からの発言や国名がでている。このようなものを公式な文章につけるのは懸念を持っている。議論を導くための非公式の道具としては非常に優れているが、公式なものとするのは検討してほしい。

ウルグアイ：EUの発言を支持する。いくつかの代表は国の指示をうけずに発言したのものもあるし、それが公の文章にのってしまうと問題があるかもしれないので、検討してほしい。

(議長：議論の透明性を重視しているから付属資料をつけた。EUやウルグアイからでた国の立場は理解するが透明性を重視して一步一步進むためには重要な文書だと思っている。中央政府から支持を受けていない発言でも貢献として出すべきだと考えた)

キューバ：EUやウルグアイの懸念はよくわかるが、もう配布済みなのでこれでいいのではないか。ただ各国が困るのであれば、国名を削除すればいいのでは。キューバの理解としては国名を出さないというのが国連の慣行だと思う。

(議長：キューバの提案を歓迎する。国連の事務局と話し合っって対処する)

モロッコ：キューバ提案は有用なので支持する。

スペイン：(初めて発言) 私たちの国家としての立場はEU代表が述べたことに尽くされています。キューバの提案はいい。ただ私たちとしては、事務局と事前に協議しているのではないですか。将来平和への権利の決議案がNYの国連総会にのぼったとき、こういうものはインパクトを与えるものなので、国連総会はどういうインパクトを与えることを考えるべき。

ブラジル：付属資料に含まれている各国の意見は相互矛盾しているのもあるので、議長の資料としては有用だが公的文書とはどうかと思う。

(議長：私の初期の意図は人権理事会に対してどういう議論が作業部会で行われたか示したかった。作業部会をもう1会期継続するようお願いするつもり)

チリ：付属資料が重要な資料だということは理解しているが、代表者の中には国からの指示をうけずに発言した部分があるので、問題になるかもしれない。

エジプト：はっきりさせてほしいんは、付属資料の取扱いはどういうことになるのか。コメントや修正案がそのまま将来の宣言に使われることがないということを入れてもらえないか。

(全体としてのコメント)

ブラジル：全体としては満足している。バランスを整えるために、パラグラフ 3、4、10、12、16、2条についての提案をした。パラグラフ 4について、平和の定義を入れてほしい。もしかしたら4の下に新たなパラグラフをつけるぐらい重要だと思う。平和とは紛争がない状態をさすのではなく、ダイナミックで参加型の国際的な協力によって作られる。

2011年の文化的な平和の宣言にここにいれてほしい。

12：多角化主義について挿入してほしい。

人民の自決権についても言及してほしい。自由権規約、社会権規約、共通1条と国連総会決議53/243についても言及してほしい。

16では、発展への権利を入れてほしい。

第2条（たくさん入れたが）最後に **right to peace** を入れる。

サウジアラビア：異なる宗教と文明間の寛容と対話という文言を入れてほしい。

ヤングピースビルダーズ

NGOを代表して声明を述べた

デサヤス氏

自分が出した提案が抜けているので入れてほしい。諮問委員会が作ったドラフトの中に重要な条文があるので戻してほしい。それを人権理事会、総会に挙げてほしい。タイプミスも修正するように。

モノー氏

軍縮ということを入れてほしい。例えば核兵器の実験、保持、配備は生きる権利に対する重大な侵害である。平和を達成し維持するための別のあり方として、平和教育とトレーニングが重要であるということをパラグラフ15に入れてほしい。